

年齢に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

1 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※ 3歳児クラス：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- 幼稚園や認定こども園（1号認定）の園児については、入園できる時期に合わせて、満3歳から保育料が無償化されます。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、<年収360万円未満相当世帯の子ども>と<第3子以降の子ども>については、副食費（おかず代・おやつ代）が免除されます。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ利用料が無償化されます。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料のなかに主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者負担はありません。
- 子どもが2人以上の2歳児クラスまでの子どもの保育料の軽減は、これまでどおり第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※ 1 利用する施設によってカウント方法が変わります。
※ 2 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園
- 地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業など）
- 企業主導型保育事業（標準的な利用料）



【対象者・利用料】

- 幼稚園や認定こども園(1号認定)において、預かり保育が無償化の対象となるには、お住いの市町村から<保育の必要性の認定>を受ける必要があります。
※<保育の必要性の認定>要件は、就労等の要件（認可保育所や認定こども園2号と同等）がありますのでお住いの市町村にお問い合わせください。
- 利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
※満3歳から3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までの間の子どものうち、住民税非課税世帯の子どもが利用する場合、月額上限16,300円までの範囲で無償化されます。

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から<保育の必要性の認定>を受ける必要があります。
※1 保育所、認定こども園などの認可施設及び企業主導型保育事業をを利用していない方のみ対象となります。
※2 <保育の必要性の認定>要件は、就労等の要件がありますのでお住いの市町村にお問い合わせください。
- 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども、月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳クラスの住民税非課税世帯の子ども月額42,000円までの利用料が無償化されます。
※3歳児クラス：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業



※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育等を指します。
※無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

《問い合わせ》

小林市役所健康福祉部子育て支援課

電話：0984-23-1278 メール：k_kosodate@city.kobayashi.lg.jp